

## 墨田区重度障害者（児）日常生活用具給付協定書

墨田区を甲とし、  
協定を締結する。

を乙とし、甲乙間において、次の条項によ

### （委託）

第1条 甲は、乙に対し、重度障害者（児）に対する日常生活用具（以下「用具」という。）の給付を委託する。

2 前項により甲が乙に給付を委託する用具の種目、性能等は、墨田区重度障害者（児）日常生活用具給付要綱（以下「要綱」という。）第2条第6号の規定によるものとする。

### （給付）

第2条 甲は重度障害者（児）に対する用具の給付に当たっては、日常生活用具給付券（以下「給付券」という。）を交付するものとし、乙は重度障害者（児）から給付券の提示があったときは、これと引き換えに用具の給付を行うものとする。

2 用具のうち、点字図書の給付に当たっては、前項及び次条並びに第4条の規定中「日常生活用具給付券」及び「給付券」とあるのは「給付証明書」と読み替えるものとする。

### （通知）

第3条 甲は、重度障害者（児）に給付券を交付したときは、乙に対し「日常生活用具給付委託通知書」により通知するものとする。

2 点字図書の給付に当たっては、前項の規定にかかわらず、「日常生活用具給付委託通知書」による通知を省略する。

### （給付の時期）

第4条 乙は、重度障害者（児）から給付券の提示を受けたときは、第1条第2項の規定に基づく性能等に適合した用具を、1か月以内に給付しなければならない。

### （給付後の保障）

第5条 乙は、第2条の規定により重度障害者（児）に用具の給付を行った後において、当該用具に瑕疵が認められたときは、甲の指示に従い、乙の負担において代品を納入し、又は用具の改修を行わなければならない。

### （費用の限度額）

第6条 給付に係る用具の費用の限度額は、要綱別表第1に定める基準額（当該用具の額が基準に満たない場合は、当該用具の額）とする。

### （費用の負担）

第7条 前条に規定する費用のうち、要綱第10条に定める額（以下「自己負担額」という。）は、重度障害者（児童の場合にあっては、扶養義務者）（以下「重度障害者等」という。）が負担するものとする。

2 前条に規定する費用から自己負担額を差し引いた額（以下「委託費用」という。）は、甲が負担するものとする。

### （費用の請求）

第8条 乙は、委託費用については、請求書に重度障害者（児童の場合にあっては、保護者）が署名（署名できない場合は記名押印）した給付券を添付して、甲に対し請求するものとする。

2 乙は、自己負担額については、重度障害者等に請求するものとする。

3 乙は、点字図書に係る委託費用を請求しようとするときは、第1項の規定にかかわらず、請求書に給付証明書の写し及び点字図書受領書を添付するものとする。

### （委託費用の支払）

第9条 甲は、乙の正当な請求書を受領した日から起算して30日以内に、乙に委託費用を支払うものとする。

### （帳簿の保存等）

第10条 乙は、用具の給付及びその費用の請求に関する帳票等を、その完結した日から5年間保存し、甲が請求したときはいつでもこれを提示しなければならない。

2 甲は、乙に対し、用具の給付について必要な報告を徴し、又は説明を求めることができる。

(個人情報の保護)

第11条 乙は、この協定に基づく業務の遂行上知り得た個人情報の漏えいを防止し、秘密を保持しなければならない。  
この協定が解除された後においても同様とする。

2 乙は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この協定に基づく業務の遂行上知り得た個人情報の漏えいの防止と秘密の保持に努め、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(協定内容の変更)

第12条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この協定の内容を変更することができる。

(協定の解除)

第13条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この協定を解除することができる。

2 甲は、乙が次の各号に該当すると認めるときは、催告をしないでこの協定を解除することができる。

(1) 詐欺その他不正行為があったとき。

(2) この協定の各条項に違反したとき。

3 この協定の解除により乙に損害が生じても、甲は、その責任を負わない。

(疑義の決定等)

第14条 この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、必要の都度、甲乙が協議して決定するものとする。

(信義誠実)

第15条 乙は、重度障害者(児)に対する用具の給付に当たっては、信義に従って誠実に履行しなければならない。

(協定の期間等)

第16条 この協定の有効期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、有効期間満了までに甲乙のいずれからも破棄の意思表示がないときは、この協定は、更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(届出事項)

第17条 乙の代表者、住所等に変更があったときは、乙は、速やかに甲に届け出るものとする。

2 甲は、要綱第2条第1項第6号及び第3条の規定に変更があったときは、乙に対し、直ちに通知するものとする。

(その他)

第18条 暴力団等排除に関する特約条項については、別紙に定めるところによる。

上記協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々が1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

墨田区吾妻橋一丁目23番20号

甲

墨田区長 山本 亨

乙

## 暴力団等排除に関する特約条項

(暴力団等排除に係る契約解除)

第1条 甲は、乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除する。この場合においては、何ら催告を要しないものとする

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であるとき、又は暴力団員等が経営に実質的に関与しているとき。
- (2) 自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図るため又は第三者に損害を加えるために暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用したと認められるとき。
- (3) 暴力団又は暴力団員等に対して、直接又は間接的に、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、便宜を供与し、又は暴力団の維持若しくは運営に協力したと認められるとき。
- (4) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。
- (5) 下請負人等（墨田区契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年5月16日23墨総契第135号）第2条第7号に規定する下請負人等をいい、当該下請負人等が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）が前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは、契約保証金は、甲に帰属する。

3 乙は、契約保証金の納付がなく、第1項の規定により契約が解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する額（契約の一部の履行があったときは、契約金額から履行部分に対する契約代金相当額を控除して得た額の100分の10相当額）を、違約金として甲の指定する期間内に支払うものとする。

4 第1項の規定により契約が解除された場合において、乙に損害が生じても、甲は、一切賠償の責めを負わない。

5 乙は、この契約の履行に当たり、墨田区契約における暴力団等排除措置要綱第4条の規定による入札参加除外措置を受けている者にこの契約を再委託してはならず、この契約の再委託を受託した者が契約履行期間中に入札参加除外措置を受けた場合は、速やかに当該契約を解除しなければならない。

6 甲は、乙に、第1項各号に掲げる事項に該当する疑義が生じた場合は、警視庁と該当の可否に関する情報の交換を行うことができる。

7 前各項に定めるもののほか、契約解除に伴う措置等については、契約約款に定めるところによる。

(不当介入等に関する通報報告)

第2条 乙は、この契約の履行に当たって、暴力団、暴力団員等又は不当介入団体等（違法又は不当な方法により不当な利益を獲得しようとする活動を行う団体又は個人をいう。以下同じ。）から不当介入等（業務妨害等の不当介入及び下請参入等の不当要求をいう。以下同じ。）を受けた場合（再委託を受託した者が暴力団、暴力団員等又は不当介入団体等から不当介入等を受けた場合を含む。）は、遅滞なく、甲に報告するとともに、警視庁管轄警察署（以下「管轄警察署」という。）に通報し、捜査上必要な協力をしなければならない。

2 前項の規定による報告及び通報は、それぞれ書面により行うものとする。

3 乙は、再委託を受託した者が暴力団、暴力団員等又は不当介入団体等から不当介入等を受けた場合は、遅滞なく乙に対して報告するよう当該再委託を受託した者を指導しなければならない。

4 甲は、乙が暴力団、暴力団員等又は不当介入団体等から不当介入等を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく甲への報告又は管轄警察署への通報を怠ったときは、墨田区競争入札参加有資格者指名停止取扱要綱（平成18年9月20日18墨総契第387号）別表の8「不正又は不当な行為」に該当するものとして、指名停止措置を講ずることができる。



## 墨田区重度障害者（児）日常生活用具給付協定書

墨田区を甲とし、**法人名(代表者名含む)を記入**を乙とし、甲乙間において、次の条項により協定を締結する。

## (委託)

第1条 甲は、乙に対し、重度障害者（児）に対する日常生活用具（以下「用具」という。）の給付を委託する。

2 前項により甲が乙に給付を委託する用具の種目、性能等は、墨田区重度障害者（児）日常生活用具給付要綱（以下「要綱」という。）第2条第6号の規定によるものとする。

## (給付)

第2条 甲は重度障害者（児）に対する用具の給付に当たっては、日常生活用具給付券（以下「給付券」という。）を交付するものとし、乙は重度障害者（児）から給付券の提示があったときは、これと引き換えに用具の給付を行うものとする。

2 用具のうち、点字図書の給付に当たっては、前項及び次条並びに第4条の規定中「日常生活用具給付券」及び「給付券」とあるのは「給付証明書」と読み替えるものとする。

## (通知)

第3条 甲は、重度障害者（児）に給付券を交付したときは、乙に対し「日常生活用具給付委託通知書」により通知するものとする。

2 点字図書の給付に当たっては、前項の規定にかかわらず、「日常生活用具給付委託通知書」による通知を省略する。

## (給付の時期)

第4条 乙は、重度障害者（児）から給付券の提示を受けたときは、第1条第2項の規定に基づく性能等に適合した用具を、1か月以内に給付しなければならない。

## (給付後の保障)

第5条 乙は、第2条の規定により重度障害者（児）に用具の給付を行った後において、当該用具に瑕疵が認められたときは、甲の指示に従い、乙の負担において代品を納入し、又は用具の改修を行わなければならない。

## (費用の限度額)

第6条 給付に係る用具の費用の限度額は、要綱別表第1に定める基準額（当該用具の額が基準に満たない場合は、当該用具の額）とする。

## (費用の負担)

第7条 前条に規定する費用のうち、要綱第10条に定める額（以下「自己負担額」という。）は、重度障害者（児童の場合にあっては、扶養義務者）（以下「重度障害者等」という。）が負担するものとする。

2 前条に規定する費用から自己負担額を差し引いた額（以下「委託費用」という。）は、甲が負担するものとする。

## (費用の請求)

第8条 乙は、委託費用については、請求書に重度障害者（児童の場合にあっては、保護者）が署名した給付券を添付して、甲に対し請求するものとする。

2 乙は、自己負担額については、重度障害者等に請求するものとする。

3 乙は、点字図書に係る委託費用を請求しようとするときは、第1項の規定にかかわらず、請求書に給付証明書の写し及び点字図書受領書を添付するものとする。

## (委託費用の支払)

第9条 甲は、乙の正当な請求書を受領した日から起算して30日以内に、乙に委託費用を支払うものとする。

## (帳簿の保存等)

第10条 乙は、用具の給付及びその費用の請求に関する帳票等を、その完結した日から5年間保存し、甲が請求したときはいつでもこれを提示しなければならない。

2 甲は、乙に対し、用具の給付について必要な報告を徴し、又は説明を求めることができる。

(個人情報の保護)

第11条 乙は、この協定に基づく業務の遂行上知り得た個人情報の漏えいを防止し、秘密を保持しなければならない。  
この協定が解除された後においても同様とする。

2 乙は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この協定に基づく業務の遂行上知り得た個人情報の漏えいの防止と秘密の保持に努め、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(協定内容の変更)

第12条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この協定の内容を変更することができる。

(協定の解除)

第13条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この協定を解除することができる。

2 甲は、乙が次の各号に該当すると認めるときは、催告をしないでこの協定を解除することができる。

(1) 詐欺その他不正行為があったとき。

(2) この協定の各条項に違反したとき。

3 この協定の解除により乙に損害が生じても、甲は、その責任を負わない。

(疑義の決定等)

第14条 この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、必要の都度、甲乙が協議して決定するものとする。

(信義誠実)

第15条 乙は、重度障害者(児)に対する用具の給付に当たっては、信義に従って誠実に履行しなければならない。

(協定の期間等)

**↓ 日付は、記入しないでください**

第16条 この協定の有効期間は、~~年 月 日から 年 月 日まで~~とする。

2 前項の規定にかかわらず、有効期間満了までに甲乙のいずれからも破棄の意思表示がないときは、この協定は、更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(届出事項)

第17条 乙の代表者、住所等に変更があったときは、乙は、速やかに甲に届け出るものとする。

2 甲は、要綱第2条第1項第6号及び第3条の規定に変更があったときは、乙に対し、直ちに通知するものとする。

(その他)

第18条 暴力団等排除に関する特約条項については、別紙に定めるところによる。

上記協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々が1通を保有するものとする。

~~年 月 日~~

**↑ 日付は、記入しないでください**

墨田区吾妻橋一丁目23番20号

甲

墨田区長 山本 亨

乙

**住所・法人名  
代表者 役職・氏名・代表者印  
の記入・押印をお願いします。**

1頁と2頁の間は、代表者の印で割印をお願いします

